

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 26.5.14 第 186 回国会第 15 号

5 月 14 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 ①海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第 53 号）

②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）

- ・太田国土交通大臣、高木国土交通副大臣、野上国土交通副大臣、土井国土交通大臣政務官、中原国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産）
- ・①に対し望月義夫君外 5 名（自民、民主、維新、公明、みんな、共産）から提出された附帯決議案について、杉本かずみ君（みんな）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産）
- ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

泉 健 太君（民主）

- ・我が国においては、ノンバラスト船の研究開発を行っているが、実用化には至っていない。その研究開発の結果と今後の普及の見通しについて伺いたい。
- ・宮城県岩沼海岸の「緑の防潮堤」はコンクリート堤防上の盛土に植林をしたものであるが、平成 23 年 11 月に国土交通省がとりまとめた「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」とは違う形で盛土等が行われているように感じられる。このような方式が技術的に適切なものか、国土交通省として検討を行う必要があるのではないか。
- ・海岸法改正案において、海岸保全施設等の整備について協議会を設置することができることとしているが、構成員として、住民や NPO 法人の参加も想定しているのか。また、協議会の議事録は公開されるのか。

西 岡 新君（維新）

- ・現存船へのバラスト水処理設備の設置については、「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（以下「条約」という。）発効後、最長で 5 年間の猶予期間が設けられているが、この期間内に全ての対象船舶への設置が可能であるのか。
- ・平成 26 年度税制改正において、条約発効前にバラスト水処理設備を設置する海運事業者に対し税制優遇措置を講じることとしているが、条約発効後に設置した事業者に対しても何らかの措置が必要ではないか。また、条約を

締結している他国において、バラスト水処理設備設置に関し、税制優遇措置以外の支援をしている例はあるか。

- ・「緑の防潮堤」はレベル 1 及びレベル 2 の津波に対しどのくらいの効果を発揮できるのか、また、海岸保全施設に樹林等を位置付けることとした経緯はどのようなものか。
- ・防潮堤の建設に当たって住民の意見を聞く仕組みが必要であると考えているが、国土交通省として海岸管理者に対しどう指導していくのか。

杉 本 かずみ君（みんな）

- ・海岸法改正案において、海岸法第 2 条の「海岸保全施設」の定義を変更した背景及び理由は何か。また、海側にある樹林は、海岸保全施設に含まれるのか。
- ・宮城県岩沼市に建設された「千年希望の丘」は、堤防より内側に整備されているが、この防災・減災効果について、国土交通省はどう考えているか。
- ・海岸法改正案において新たに設けられる協議会の設置趣旨は何か。また、海岸管理者が協議会を組織しない場合に、地域の住民が発議し、これを国が後押しして協議会を設置することは可能か。

穀 田 恵 二君（共産）

- ・廃棄物による海洋汚染防止に関するロンドン条約では動植物性残さの海洋投入ができるのは、50 マイル以遠と限定されているが、一方で、東日本大震災の際には緊急投入が認められた。海洋ホタテの養殖残さは元々海にあっ

たもので、また、養殖は湾内で期間も限定的に行われるものである。海岸付近での作業でも残さを海に返すことを可能とするべきではないか。

- ・各市町村における津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定が遅れていることに対し消防庁はどのように考えているか。策定された各マニュアルには、消防団員の安全を最優先する考えが盛り込まれているか。
- ・水門、陸閘等の現場作業を担っている近隣民間企業、自治会、個人等に対し、操作の担い手の安全を最優先する考えが徹底されているか。また、住民の理解を得ることも重要であるが、どのように住民へ周知しているか。

秋本真利君（自民）

- ・水門等の管理委託の状況について、平成 25 年に会計検査院からも指摘されたように、書面による委託管理協定が締結されていない水門等があるといったような状況の改善について、国土交通省としては今後どのように取り組んでいくのか。

- ・韓国との間でバラスト水交換海域の設定について交渉が行われているとのことであるが、現在の交渉状況はどのようなになっているのか。

伊藤 渉君（公明）

- ・四面を海に囲まれた我が国においては、輸出入貨物輸送の大部分を占め、海上貿易を担う海事産業の役割は極めて重要である。シェールガス革命等のような世界の新たな動きをとらえて、新たな成長分野を担う我が国の海事産業を成長戦略に活かしていくべきと考えるが、国土交通省の取組について伺いたい。
- ・日本における外航海運を取り巻く状況は大変厳しく、海外の大胆な税制の優遇、日本のメーカーの海外移転、国内港湾の機能低下等により日本の海運会社の日本離れが起きるのではないかと懸念がある。トン数標準税制の拡大の取組、日本籍船を増やすための取組が必要ではないか。